

平成28年 第3回

教育委員会定例会会議録

平成28年3月31日

中央区教育委員会

平成28年第3回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成28年3月31日(木) 午後3時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会教育長 島田勝敏
委 員 松川昭義
委 員 窪木登志子
委 員 鈴木ゆか

説明のために出席した事務局職員

次 長 坂田直昭
庶務課長 高橋和義
副 参 事 斎藤公一
学務課長 伊藤孝志
指導室長 佐藤 太
副 参 事 吉野達雄
統括指導主事 柄澤武志
統括指導主事 丸山順子
図書文化財課長 俣野修一

説明のために出席した区長部局職員

文化・生涯学習課長 吉原利明

書 記 中央区教育委員会事務局

教育行政推進係長 鷺頭隆介
教育行政推進係員 原田千恵

開 議 午後3時00分島田教育長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

教育長 島田勝敏
委 員 窪木登志子

日程第1 議案第12号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

日程第2 議案第13号

中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則の制定について

日程第3 議案第14号

- 中央区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部
を改正する規則の制定について
- 日程第4 議案第15号
中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
の制定について
- 日程第5 議案第16号
中央区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定につい
て
- 日程第6 議案第17号
中央区教育委員会事務局幹部職員の人事について
- 日程第7 議案第18号
中央区立幼稚園長の人事について
- 日程第8 議案第19号
中央区青少年委員の委嘱について
- 日程第9 報告事項
各課事業報告について

教 育 長 次長から提案説明をお願いします。

次 長 議案第14号「中央区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

教 育 長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教 育 長 ご質問もないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第15号を議題といたします。議案第15号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

教 育 長 次長から提案説明をお願いします。

次 長 議案第15号「中央区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

教 育 長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教 育 長 ご質問ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第16号を議題といたします。議案第16号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教 育 長 次長から提案説明をお願いいたします。

次 長 議案第16号「中央区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

教 育 長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教 育 長 それでは、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第17号を議題といたします。議案第17号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 次長から提案説明をお願いします。

次長 議案第17号「中央区教育委員会事務局幹部職員の人事」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第18号を議題といたします。議案第18号を、書記朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明をお願いします。

次長 議案第18号「中央区立幼稚園長の人事」について、提案説明。

教育長 幼稚園の人事です。ご質問ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第19号を議題といたします。議案第19号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 次長から提案説明をお願いします。

次長 議案第19号「中央区青少年委員の委嘱」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明についてご質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 ご質問ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第9、報告事項でございます。報告1について報告願います。

次 長 資料1をごらんください。2月議会では4人の議員から大きく分けて4点の質問がございました。

1点目は、ここ数年の出生数に、今後学童クラブとプレディの施設が対応することができるのか問うもので、区長答弁のとおり、学童クラブにおいては、待機児童が増え続けているため、プレディとの連携で対応することとしており、プレディでも昨年4月から開設時間の拡大やおやつの実施など、学童クラブとの均衡を視野に入れながら、受け入れ体制を充実するとともに、小学校では増改築に合わせてプレディの拡充も図っていく旨、答弁いたしました。

2点目は本区の教育に関するもので、5つの質問がございましたが、ここでは質問2をご紹介します。

英語検定3級の取得状況など、本区における英語教育の取り組みの成果と、今後の展望を問うもので、2教育長答弁のとおり、英語検定3級程度以上の英語力を持つ生徒の割合は57.5%となっており、国の目標を大きく上回る成果が見られる旨、さらに学習力サポートテストや、都の調査においても、それぞれ平均正答率を超えるなど、学習内容が確実に定着している旨、今後はこうした取り組みに加え、小学校では国に先行して英語の教科化や授業時数の増化を図るとともに、日本人英語講師の派遣や研修の強化により、教員の英語指導力の向上に努める旨、お答えしております。

3ページをごらんください。

3点目は障害者理解の促進に関し、心のバリア教育の取り組みとユニバーサルデザイン教育の推進について見解を問うもので、教育長答弁のとおり、各教科の授業では話し合いや共同作業を多く取り入れることで、児童・生徒がお互いの理解を深め、また運動会や宿泊体験などの行事を通し、ともに学び、生活する機会をつくり、良好な友人関係の構築を図っている旨、誰もがわかりやすいユニバーサルデザインの教育の推進が必要であることから、視覚に訴える教材の提示や、学習のねらいを細かく設定する、スモールステップを取り入れた学習など、授業展開の工夫に努めている旨、お答えしました。

4点目は子供の貧困対策に関するもので、3つの質問がございましたが、ここでは質問2をご紹介します。国の公的支出を増やし、子供の将来が家庭の経済状況によって左右されず、誰もが学べるようにすべきと考えるが、その見解を問うもので、2教育長答弁のとおり、本区では就学援助のほか、全ての保護者を対象に、修学旅行費や卒業アルバム代の補助など、独自の取り組みを行い、保護者負担の軽減を図っている旨、教育委員会では引き続き

その軽減を図っていくか、国の責任において実施されるべき施策に必要な予算が確保されることは非常に重要であると認識しており、子供の貧困対策の動向を注視していく旨、答弁したところであります。

私からの報告は以上でございます。

教育長 ありがとうございます。第一回区議会定例会の一般質問の概要についてご報告をさせていただきました。今の報告についてご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

松川委員 英語教育で、英語検定の3級というのはどんな内容・程度なのでしょうか。
副参事(教育政策・検定担当) 英検3級は、中学校卒業程度が目安のレベルになっております。検定の問題は、身近な英語を理解し、使用できるということが大きな内容になっておりますので、例えば学校や家庭や地域で活動している場面が出題されています。また、一次試験で筆記問題や聞き取り問題を行い、二次試験では面接を行います。

以上です。

教育長 ほかにございますでしょうか。

松川委員 もう一つ、すみません。今、組体操が問題になっていると思いますが、中央区でも組体操のことは検討していかなければならないだろうと思います。教育長答弁では、事故のない組体操の実施に努めていくということですが、中央区はこのまま組体操を続けていこうということですか。

教育長 現状の説明を含め、指導室長、お願いします。

指導室長 第一回区議会定例会では、安全対策を行い、教員の指導を確かなものにして、事故のない組体操の実施に努めていくという答弁をさせていただいております。しかしながら、それ以降、東京都の検討委員会や、国から通知が出ておまして、例えば、都立学校ではピラミッドやタワーのような大技は、原則休止する。また、国からは、確実に安全な状態で実施ができるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断される場合には、実施を見合わせるという通知がここ直近で来ております。そのような状況の中で、本区中央区の小学校、中学校の、来年度の春以降の組体操のピラミッドなどの大技については、教育委員会ですっかり協議をし、校長会とも連携を取りながら、今後の対応について考えてまいります。

以上でございます。

教育長 私どもも、検討していますので、委員の皆様方とご相談しながら安全対策を含め方向性を考えていきたいと思っています。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、ただいまの報告についてご質問等ございませんので、引き続き

まして、報告2についてご報告をお願いいたします。

指導室長、お願いします。

指導室長 報告の2でございます。資料2をごらんいただけますでしょうか。平成28年度の小・中学校、幼稚園の教育管理職の配置一覧でございます。

1ページ目につきましては、小学校、中学校の校長、そして幼稚園長でございます。備考には、再任用、昇任を記載しています。

裏面をご覧ください。裏面は、小学校、中学校の副校長、幼稚園副園長でございます。

最後の3ページ目は、参考としてつけさせていただきました。引き続き再任用となる先生方、退職される校長先生、園長先生、副校長先生、副園長先生もいらっしゃいます。また、転出される副校長先生、そして昇任される副校長先生、そして降任される副校長先生という形で順に書かせていただいております。最後に、指導室の転出、あるいは転入する統括指導主事、指導主事の表をつけさせていただいております。

以上です。

教育長 退職の校園長、副校長には、先ほど私から退職の辞令交付をさせていただきました。また、4月1日付けの異動、転入については、明日、私から辞令交付をさせていただきます。来年度の、小学校、中学校、幼稚園は、この体制で1年間進めていきますので、よろしくをお願いいたします。

何かご質問ございますでしょうか。

松川委員 再任用というのは、定年制度と関係があるのでしょうか。

指導室長 年金制度との関連がありまして、例えば校長先生であれば、その職層以下の職での義務的な再任用があります。この再任用制度は必ずしも選考に申し込んだからといって、その職層で任用されるわけではありません。例えば、副校長先生が副校長の再任用の選考に申し込んでも、その任用の基準に達していない場合には、副校長として任用されない。1年1年、再任用の選考を行っているということでございます。

教育長 補足させていただきますと、雇用と年金の接続ということで、年金の支給開始が段階的に65歳まで引き上げられていく中で、本人が再任用を申し出た場合については、原則的には再任用しなければならないとなっています。しかし、今、指導室長からお話があったように、それはまた新たな採用ですので、当然そこに一定の採用をするか、しないかの判断がございます。

松川委員 それはよくわかりますが、もっとどんどん新しい人材がないのかと。再任用が悪い、再任用の先生の質が悪いということではなくて、もっと新しい校長候補が上がってきて欲しいという意味で質問しました。それだけ校長先生が足りないのか、供給源がないのかという、疑問があったのでお聞きしま

した。

指導室長 今、松川委員がおっしゃったように、管理職を育成、配置することは非常に大事であります。人事配置、管理職配置につきましては、区政、教育全体の中で、再任用も含めて、その年その年の課題をしっかりと把握して、配置をしていきます。また、新たな若い管理職をしっかりと育てて配置していくことはこれからも考えていきます。

松川委員 東京都全体としての人事の問題で、中央区だけの話ではないのかもしれませんが、少々疑問に思いましたので、お聞きしました。

教育長 全体的な傾向としては、校長・副校長といった管理職のなり手が少なくなってきたいて、少々人材が不足してきているという実態はあります。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、引き続きまして、報告3「意見・要望」について、それぞれご報告をお願いいたします。

庶務課長 私からは1月7日付けのプレディの開設時間について、現在の8時30分の開設時間を早めて、8時に開設ができないかということでのお手紙を頂戴しております。その回答でございます。これまでプレディは学童クラブとサービスの水準を一定にしようということで、昨年4月から開設時間等を学童クラブと同様に延長してきたことをご説明した上で、土曜日や夏休み等の学校の休日の開設時間を8時半から8時にすることは、学校の警備、職員の配置の観点から現時点においては困難である旨回答してございます。

私からは以上です。

図書文化財課長 それでは、私からは3点ご報告申し上げます。

まず1点目でございますけれども、2行目の1月8日付けのものでございます。これは図書の貸し出し等、予約の上限に関するご意見でございました。図書館の日常業務におきましては、図書の貸し出しと、予約は別々の概念として考えておりまして、それぞれ10冊まで登録可能でございます。こちらの方のお問い合わせがあった際の状況は、貸し出し数が2冊、予約が上限の10冊でございましたが、それに対して更に予約はできないのかとのお問い合わせを職員が受けまして、予約は10冊の上限でございましたので、できませんとお答えをしたところ、こちらの説明不足もありまして、上限まで貸し出すべきだというご意見を頂戴したものでございます。

対応でございますけれども、貸し出しと予約の概念、それからその時点で貸し出しが8冊まで可能であるということ、また、職員の説明不足によりまして誤解を与えたことについて申し訳なかったということ、ご説明を差し上げたものでございます。

次に3行目の1月12日付けのものでございます。こちらは図書館システムの操作に関するご意見でございますが、図書館システムを利用してご予約される場合、いずれかの区立図書館を受け取り館として指定する仕組みとなっております。この方からの一度指定した受け取り館を変更したい旨の申し出に対しましては、現状では難しいとお答えしたことに關しまして、ご意見をいただいたものでございます。

対応でございますけれども、現状の図書館システムにおきましては、予約後に内容を変更することはできません。しかし、この方からのご意見のとおり、より利用者目線で図書館事務を行う必要があるということで、図書館窓口の運用を改めることによりまして、受け取り館の変更が可能となるよう、今後、柔軟に運用を見直す旨回答させていただいたところでございます。

最後に、4行目の1月18日付けのものでございます。「判例六法」を閲覧のみの対応としていることがおかしいという内容のご意見と、新聞、雑誌等の最新のを複数占有している利用者があることに對しまして、職員からの注意が不足しているのではないかというご意見でございました。

対応でございますが、調べ学習等に対応するために常時図書館に置いておく必要がある百科事典や行政刊行物などにつきましては、閲覧のみで、貸し出しをしない旨をご説明させていただいたところでございます。

また、図書館内でのルール違反行為に対しまして、職員からの注意喚起が不足していることではないかということでございますけれども、ポスター掲示や職員からの声掛け等を行っている旨をご説明させていただいたところでございます。

私からは以上です。

教育長 ありがとうございます。「意見・要望」について、何かご質問等、ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、これで本日の日程は全て終了いたしました。何かほかに委員の皆様方からご意見等ございましたら、お伺いいたしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは、ご意見等ございませんので、本日の委員会はこれで閉会とさせていただきます。ありがとうございます。

午後3時35分 教育長閉会宣言

署名委員